

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

（旅行業法第 12 条の4 による旅行条件説明書面）
（旅行業法第 12 条の5による契約書面）
この書面は、旅行契約が成立した場合には契約書面の一部となります

1. 受注型企画手配旅行契約

- 「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、当社がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。この旅行は、株式会社ザクセス・ティーマール・シー（以下「当社」といいます。）が企画手配する旅行であり、この旅行に参加される御客様は、当社と旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、この書面による他、当社旅行業約款手配旅行の部（以下「約款」といいます。）によります。
- 当社は、旅行契約の履行に当たり、手配の全部又は一部を他の旅行者や、手配を業とする者その他の補助者に代行させることがあります。
- 当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締結に応じないことがあります

2. 契約の申し込み

- 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申込みとするとお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別記定める額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 旅行開始日に〇〇歳以上の方、b. 身体に障害をお持ちの方、c. 健康を害している方、d. 妊娠中の方、e. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担とします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約
 - 受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面（例）
 - 前掲の企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。
 - （旅行業法第 12 条の4による取引条件説明書面）
 - （旅行業法第 12 条の5による契約書面）に従って決済できないとき。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

4 契約の成立時期

- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けること（契約の申込み）を受けるとなります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社が旅行者の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5 契約書面の交付

- 当社は、受注型企画旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6 確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日）以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところにて特定されます。

7 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにのみ支払います。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 15 日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことな（契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となつたときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあつたときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由とこの因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行契約の解除

お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

変更補償金の支払いが必要となる変更

お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。また、当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。

お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。

- 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - 旅行開始日又は終了日の変更
 - 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地的変更
 - 運送機関の種類又は会社名の変更
 - 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
 - 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- 旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）

3 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

4 当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかつたとき。

5 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となつたとき。

6 お客様は、旅行開始後において、当該お客様に責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなつたとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領

することができなくなつた部分に係る金額をお客様に払い戻します。

変更補償金の支払いが必要となる変更

7 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなつた部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

10 当社の責任

- 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被つたときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日より起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に当社に対して通知があつたことに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

11 特別補償

当社がお客様が当旅行参加中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被つた一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、

変更補償金の支払いが必要となる変更

死亡補償金として海外旅行 2500 万円、国内旅行 1500 万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行4万円～40 万円、国内旅行～20 万円、通院見舞金として通院日数により海外旅行2万円～10 万円、国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は、10 万円です。）として支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行日の標準時）によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われまい旨について契約書面に明示したときは、当該日は企画旅行参加中とはいたしません。

12 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
① 旅行契約に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回つた場合に限ります）	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類の変更、設備、景観その他客室の条件の変更	2.5	5.0

13 お客様の責任

- お客様の故意又は過失により当社が損害を被つたときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものを認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客様の責任で行ってください。

15 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

16 海外危険情報について

渡航先（国又は地域）によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。お申し込みの際に販売店で「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また、次の外務省「外務省海外安全ホームページ」：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

17 渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討して欲しい」という危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行する場合があります。この場合にお客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

18 お買い物案内に関して

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社は、商品の交換や返品等のお手厚いご対応はいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートを受け取りなどを必ず行ってください。免税扱い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法を確認のうえ、お客様自身の責任で行ってください。ジャンケン条約又は国内諸法により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございまして、ご購入には十分ご注意ください。

19 事故等のお申出について

旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

20 個人情報取扱扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社では、(1)会社のサービス、キャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特等サービスの提供、(5)統計資料の作成、お客様の個人情報をお取り扱いさせていただくことがあります。

当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。また、それ以外の企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、(※利用目的を具体的に記載)これを利用していただくことがあります。なお、当社の名称及び各企業における個人情報取扱管理者は、佐藤 光 となります。

当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乘される航空客名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、下記のお問い合わせ窓口宛出発前までにお申出ください。

21 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行）に定めるところによります

総合旅行業務取扱管理者 飯田 剛

（総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に關し担当者が不明な点がありましたら、ご遠慮なく表記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。）